

新学習指導要領等を踏まえた教育の展開 —特別支援教育の推進とさらなる充実の視点から—

文部科学省初等中等教育局視学官

特別支援教育課特別支援教育調査官 丹野 哲也 氏

1 学習指導要領等改訂の経緯について

明治5年の学制発布に始まり、およそ140年、我が国の教育は大きな成果を上げ積み重ねている。昭和44年に、特殊教育総合研究所調査協力者会議において、特殊教育の基本的な施策のあり方についてまとめられ、特殊教育改善充実のための5つの原則が整理された。一点目は、障害のある子供の能力、特性等に応じ、柔軟で弾力的な教育的取り扱いをすること、二点目が、障害のない子供と教育を受ける機会を多くすること、三点目が、早期教育、義務教育以降の教育を重視すること、四点目が、優れた先生を養成し、確保すること、五点目が、一般社会に対する啓発活動を徹底すること。当時の言葉なので言い回しの違いがあっても、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育をより一層推進させていく現在においても、本質的な部分では変わらないのではないだろうか。

平成24年7月に出された中央教育審議会の報告である「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」では、就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、基礎的環境整備、多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進、教師の専門性の向上などの方向性が出された。インクルーシブ教育システムの構築には、障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指し、その際、それぞれの子供が、学習活動に参加している実感、達成感をもちながら生きる力を確実に身につけているかどうかを最も本質的な視点である。今般の学習指導要領の改訂では、このことに対応していくことが重要課題として中央教育審議会においても審議がなされ、答申に加えられ、その答申に基づき、学習指導要領改訂がなされている。

2 学習指導要領等改訂の基本方針

(1) 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂の要点

改訂された学習指導要領は、小学校では2020年からその先10年後までの間、子供たちの学びを支える重要な役割を担うことになる。特に、近年顕著となってきたことは、知識、情報、技術をめぐる変化が加速度的に早くなってきたということ。社会の変化は、加速度を増し、複雑で予測困難となってきたおり、このような変化が全ての子供たちの生き方に影響してきているということもいえる。このような課題に向き合っていく中で、何よりも教育が重要であり、学習指導要領を通して社会と共有することが重要となる。このような理念の基に、幼稚園、小学校、中学校、そして特別支援学校の学習指導要領が改

訂されている。

幼稚園、小・中学校学習指導要領改訂の基本的な考え方として、次の3つがあげられる。

1. 子供たちに求められる資質・能力を明確にし、それらを社会と共有していくという社会に開かれた教育課程を実現していく。
2. 現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を高めていく。
3. 知・徳・体、バランスのとれた力、すなわち生きる力を確実に育成していく。

「何ができるようになるか」の明確化として、全ての教科等の目標について、①知識および技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理し、構造的に示した。このような育成を目指す資質能力を育てるためには、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図っていくことが規定されている。

これらを実現するために、何よりもカリキュラム・マネジメントが重要となる。学習指導要領では、①教科等、横断的な視点で組み立てていくこと。②教育課程の実施状況を評価して、その改善を図っていくこと。③人的・物的な資源を有効に活用すると共にその改善を図っていくこと。この3つを通して学校の教育の質の向上を図っていくことが規定されている。

後述する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、上記の3つの視点に加えて、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていく側面がある。

さらに、子供たちの発達の支援について、障害のある子供たちの指導については、次の3つのことが規定されている。①学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。②特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程について。③特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画、個別の教育支援計画について。総則での規定を受け、小学校中学校の各教科の指導計画の作成と内容の取り扱いの部分には、「学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」が規定され、各教科等の解説書では【困難さの状態】【指導上の工夫】【手立て】の要素が盛り込まれた事例が解説されている。

(2) 特別支援学校学習指導要領等改訂の要点

幼稚園、小・中学校の学習指導要領の改訂の方向性を重視した特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂であり、小学校等との教育課程の連続性を重視している。また、障害の重度・重複化、多様化への対応、卒業後の自立と社会参加に向けた充実も重視され、改訂の柱となっている。

幼稚園教育要領の改訂のポイントは、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が新しく規定されている。しかし、この幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、到達すべき目標ではないことや個別に取り出されて指導されるものではないということを十分留意することが必要である。

続いて、小学部中学部の学習指導要領の総則の改訂の要点について話をします。

「第3節 教育課程の編成」の「3 教育課程の編成における共通事項」において、カリキュラム・マネジメントの実現を目指す観点から各教科等を合わせた指導を行う規定を「(1) 内容等の取扱い」から「(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項」に移して規定しました。

次に、「指導計画作成等に当たっての配慮事項」については、指導計画には、年間指導計画や指導案に至るまで、各種多様なものがある。それらを「ア調和のとれた具体的な指導計画の作成」「イ個別の指導計画の作成」に分けて規定し両者のつながりを意識できるように整理しました。「教育課程の実施と学習評価」における学習評価は、平成28年12月中教審答申においては、三つの柱で整理することが提言されている。また、個別の指導計画に基づく評価については、PDCAの過程において、指導目標や指導内容を改善し、より効果的な指導を行うことを新たに明記した。

「調和的な発達の支援」では、特別活動を要としてキャリア教育を推進していくこと、そして生涯学習への意欲の向上を図っていくことを新たに規定した。

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」では、各学校において、この規定を基に子供たち一人一人の教育的ニーズに合わせた教育課程を編成していく際に、カリキュラム・マネジメントの視点から、なぜ、この規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかにしていくことが求められており、このことは、教育課程を評価する上でも、重要なことである。今回、この規定の中では、知的障害のある子供たちの場合について新たな規定が設けられた。知的障害のある子供たちの多様な実態や異なる学習環境を考慮して、今回の改訂では、中学部の生徒であれば、中学校学習指導要領の各教科等の目標及び内容、並びに小学校学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を、個別の指導計画に基づき、取り入れることができることを新たに規定した。これは、子供たちの可能性を広げる視点であることをご理解いただきたい。また、今まで「全部又は一部」と表現していたところをカリキュラム・マネジメントの視点から「一部又は全部」というふうに順序を変えて新たに規定している。

小学部・中学部の学習指導要領の各教科に関する内容に関連して、視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の配慮事項については、従前通り5項目から配慮事項はなっているが、指導内容精選に関する事項、情報機器の活用に関する事項、あるいは、見通しをもった学習活動の展開ということで改訂を図っている。

聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の配慮事項では、従前通り、6項目から成り立っているが、言語概念の形成に関すること、言葉等による意思の相互伝達、保有する感覚の活用、指導内容の精選に関する事項について改善を図っている。また、カリキュラム・マネジメントの視点、考え方にに基づき、項目の順序を入れ替えて示している。

肢体不自由者である児童生徒に対する配慮事項では、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に関する事項の部分、指導内容の設定に関する

る事項、自立活動の時間における指導に関連する事項において改善・充実を図っている。

病弱者である児童生徒に対する配慮事項では、現行の5項目から1項目新規に加えて6項目で配慮を充実させている。病気の変化に応じて弾力的に対応することが大切であるということから、児童生徒が体調の変化に気づいて、対処を求めるなど、自己管理も重要であるという視点から、新しい規定が設けられている。

知的障害のある子供たちのための各教科等の改善の要点は次の4点である。①小・中学校等の各教科等の目標や内容等の連続性、関連性を整理して示したこと。②段階ごとの目標を新たに示したこと。③中学部を新たに2段階として示したこと。④教科ごとに「指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設けたこと。小学部は3段階制、中学部では2段階制にし、系統性をもった段階制にしている。小学部と中学部のつながり、さらには中学部と高等部のつながり、そして今回、1段階と2段階の内容も充実している。

教科ごとに、指導計画の作成と内容の取扱いが示されているが、全ての教科に共通する部分は、現行と同じように教科の最後にまとめて示している。

続いて、自立活動の改訂の要点についてだが、近年、特別支援学校に在籍する重複障害者の児童生徒数の割合が増加傾向にあり、多様な障害種に応じた自立活動の指導の充実を図っていくことが求められている。また、特別支援学校や通級による指導において、子供たちの多様な障害の種類や状態等に応じた決め細かな自立活動の指導の充実が求められている。このような状況を踏まえて今回の改訂では、健康の保持の区分に1項目新規項目が加えられている。これは、多様な障害の種類や状態に応じて、自己の障害の特性の理解を深め、自ら生活環境に主体的に働きかけ、より過ごしやすい生活環境に整える力を身につけるということ、そのような力を身につけるために、障害の特性との理解と生活環境の調整に関することを設けている。また、環境の把握の部分にも、新たに加わっている文言があるので、解説等で内容を確認していただきたい。具体的な指導内容を設定する配慮事項についても充実して示している。そして、自立活動の解説において、個別の指導計画を作成する際の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例を示している。新しい自立活動の解説では、特別支援学校だけでなく、小学校・中学校でも活用できる事例を加え、13事例と充実して示している。まずは、解説に示された例示を含めて実態把握から指導内容の設定に至るまでの流れを先生方にイメージとして持っていただきたい。また、校内研修でもご活用いただきたい。

3 新学習指導要領等を踏まえた教育の展開

(1)「社会に開かれた教育課程」の実現

社会に開かれた教育課程ということで、授業の根拠となる教育課程共有していくことが大事である。その際に、教育課程において、5W1H（学習を行う時期、学習を行う場所、誰が学習を行うのか、何のために学習するのか、何を学習するのか）を明確にしていく。学習者である子供の視点や指導者の視点でも5W1Hを明確にしていくことが必要である。

(2) 職責や役割に応じた「カリキュラム・マネジメント」の視点

全ての先生方が、教育課程の編成において様々な役割から関わっていくことが重要になってくる。「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた具体的なチェックポイント(例)ということで、マネージメントツールの一つとしてチェックリストを活用し、チェックリストそのものを各学校で作る過程を共有していくことも社会に開かれた教育課程の方策の一つとなっていくのではないだろうか。これを作る過程の中で全ての先生方が教育課程の編成に関われるようになっていくということも考えられる。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善についてだが、深い学びとは、各教科等にかかる見方・考え方を生かした学び方になる。各教科等にかかる見方・考え方とは、教科等の本質にかかる事項である。育成を目指す3つの柱があり、学習内容を学ぶことによって、これらの資質・能力を伸ばさせていく。その際、見方・考え方を働かせることによって、更に資質・能力が伸ばしていくというイメージを持っていただければと思う。見方・考え方を働かせることによって、資質・能力が更に伸ばしていくということである。いろいろな具体例が蓄積されていくことも大事であると考えている。見方・考え方と関連させて子供たちの試行・判断へアプローチしていく、その努力を私たちは惜しまずやっていくということが何よりも重要になる。そのためには、子供たちが考え判断する学習場面を計画上にしっかりと位置づけていく。そして子供たちの学習の文脈の中で計画的に位置づけていき、学習活動そのものの意味を子供たち自ら気がつけるようにしていくことが重要になってくる。

(4) 障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開に向けて

交流及び共同学習の充実については各教育委員会に依頼をしているところだが、子供たちに障害について形式的に理解させる程度にとどまらず、子供たちが主体的に取り組む活動にすること、理解のレベルから子供たちが感性として受け止められるレベルに活動を進化させていくということが大事になる。

冒頭、昭和44年の特殊教育の5つの原則についてふれたが、今のこの時点においても、やはり変わらない本質の部分がある。まさに障害がある子供たちとない子供たちがそれぞれに深い関わり合いをもつということ感性として受け止められるように、私たち特別支援教育に関わるものが教育活動をブラッシュアップしていくことを、これからも全力を尽くして一緒に頑張っていけたらと思っている。ご清聴ありがとうございました。